

## みどりの少年団助成金等交付要綱

長野県みどりの少年団連盟

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県みどりの少年団連盟（以下「少年団連盟」という。）事業に関し、適正かつ円滑な運営に資するため、助成金の交付等について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の内容等)

第2 みどりの少年団助成金事業の種類、対象経費、対象とする団体及び助成金額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第3

(1) みどりの少年団助成金事業

助成金の交付を受けようとするみどりの少年団育成会長（以下「育成会長」という。）は、助成金交付申請書を、地区協議会長を経由し、少年団連盟会長に提出するものとする。

なお、新規結成の団の場合は「みどりの少年団結成助成金交付申請書」（様式1号）、結成2年目以降の団の場合は「みどりの少年団活動助成金交付申請書」（様式2号）により、提出するものとする。

(2) みどりの少年団地区交流集会助成金事業

地区みどりの少年団交流集会を実施する地区協議会長（以下「地区協議会長」という。）は、「平成 年度みどりの少年団地区交流集会助成金申請書」（様式3号）を少年団連盟会長に提出するものとする。

(交付の決定)

第4

(1) みどりの少年団助成金事業

少年団連盟会長は、申請者から提出された申請書の内容を審査し、適当と認められるときは、助成金の交付決定をするものとする。

(2) みどりの少年団地区交流集会助成金事業

少年団連盟会長は、申請者から提出された申請書の内容を審査し、適当と認められるときは、助成金の交付決定をするものとする。

(概算払請求)

第5

(1) みどりの少年団助成金事業

育成会長は、助成金の交付決定があったときは、「みどりの少年団結成（活動）助成金概算払請求書」（様式4号）を地区協議会長を経由し、少年団連盟会長に提出することができるものとする。

なお、地区協議会長は、所轄の育成会長から提出された概算払請求書を取りまとめた上、「みどりの少年団〇〇地区協議会助成金概算払請求書」（様式5号）を少年団連盟会長に提出することができるものとする。

(2) みどりの少年団地区交流集会助成金事業

地区協議会長は、助成金の交付決定があったときは、「平成 年度みどりの少年団地区交流集会助成金概算払請求書」（様式6号）を少年団連盟会長に提出することができるものとする。

(実績報告)

第6

(1) みどりの少年団助成金事業

育成会長は、助成事業が完了したときは、速やかに地区協議会長を経由し、少年団連盟会長に「みどりの少年団結成(活動)実績報告書」(様式7号)を提出するものとする。

(2) みどりの少年団地区交流集会助成金事業

地区協議会長は、助成事業が完了したときは、速やかに少年団連盟会長に「平成 年度みどりの少年団地区交流集会実績報告書」(様式8号)を提出するものとする。

(金額の確定)

第7

(1) みどりの少年団助成金事業

少年団連盟会長は、実績報告を受けたときは、交付すべき助成金の額を確定し、地区協議会長を経由し、育成会長にその旨を通知するものとする。

(2) みどりの少年団地区交流集会助成金事業

少年団連盟会長は、実績報告を受けたときは、交付すべき助成金の額を確定し、地区協議会長にその旨を通知するものとする。

(交付請求)

第8

(1) みどりの少年団助成金事業

育成会長は、助成金の交付確定を受け、助成金の交付を受けようとするときは、「みどりの少年団結成(活動)助成金請求書」(様式9号)を地区協議会長を経由し、少年団連盟会長に提出するものとする。

なお、地区協議会長は、所轄の育成会長から提出された助成金請求書を取りまとめた上、「みどりの少年団〇〇地区協議会助成金請求書」(様式10号)を少年団連盟会長に提出することができるものとする。

(2) みどりの少年団地区交流集会助成金事業

地区協議会長は、助成金の確定を受け、助成金の交付を受けようとするときは、「平成 年度みどりの少年団地区交流集会助成金請求書」(様式11号)を少年団連盟会長に提出するものとする。

(書類の経由)

第9

この要綱の規定により少年団連盟会長に提出する書類は、所轄みどりの少年団地区協議会長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年6月29日から適用する。